

令和4年度施行

積算書（公示用）

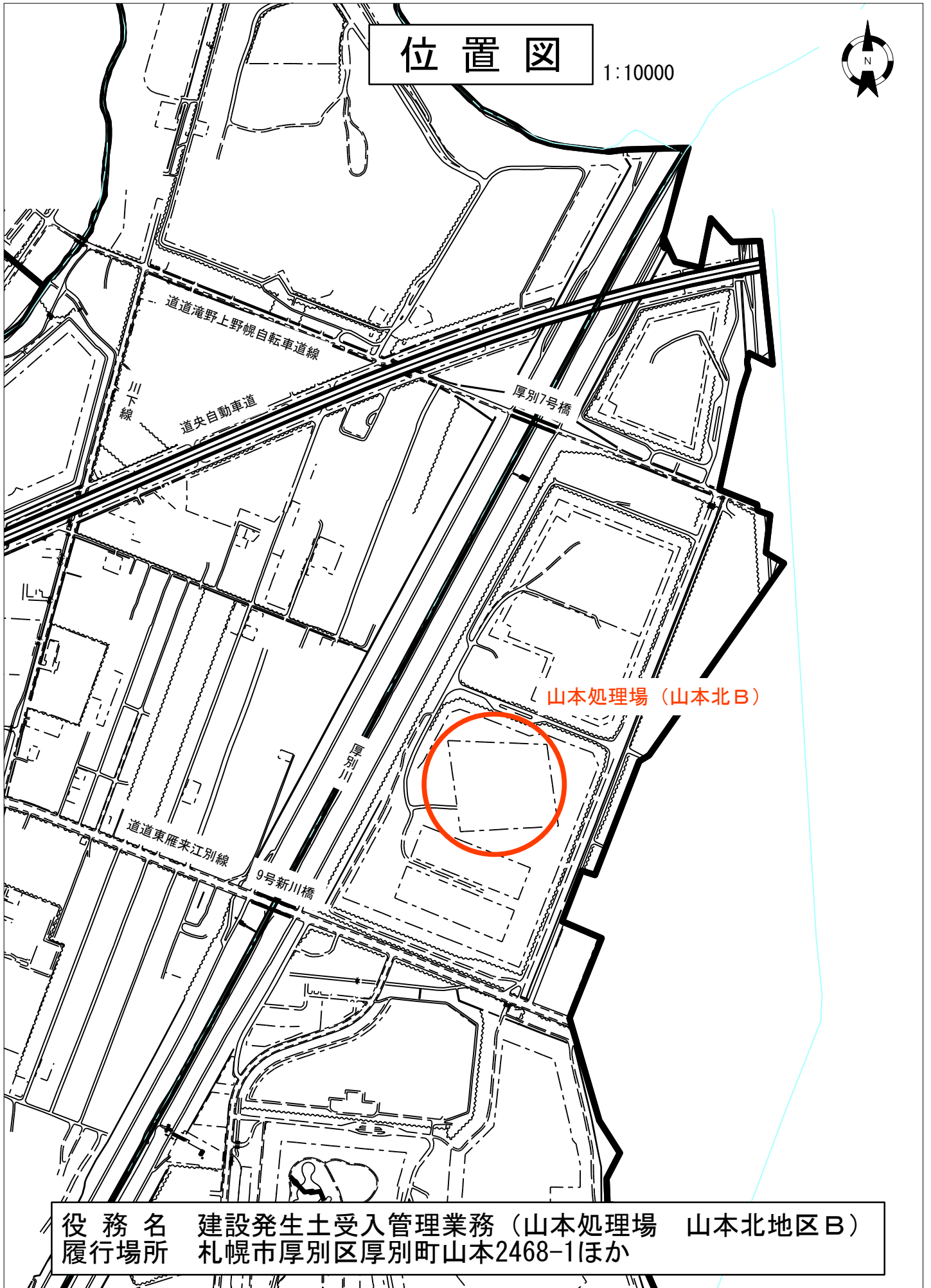
件名 建設発生土受入管理業務（山本処理場 山本北地区B）

令和4年 3月 単価適用

札幌市建設局土木部

位置図

1:10000



役務名 建設発生土受入管理業務 (山本処理場 山本北地区B)
履行場所 札幌市厚別区厚別町山本2468-1ほか

0 500m

役務の名称 建設発生土受入管理業務(山本処理場 山本北地区B)

一金

委託料 円
委託価格 円
消費税相当額 円

役 務 説 明 書

1. 役務の概要

(1) 役務の目的

本役務は、札幌市発注の工事により発生する建設発生土の受入れ（敷均し）を行う管理業務である。

(2) 役務の内容

受入期間	令和4年5月11日～令和4年11月30日
開設日数	139日のうち98日（139×稼働率70%）
誘導員	98日×1人/日=98人
受入土量	20,000m ³
受入土敷均	20,000m ³
受入土積込	—
路面清掃	—

※受入開始は、5月11日開始を原則とする。

2. 履行場所

札幌市厚別区厚別町山本2468-1ほか

3. 履行期間

契約締結日から令和4年12月16日までとする。

※冬期間は11月1日から12月16日の46日間とする。

4. 仕様書等

受託者は本仕様書、各種基準等に基づいて適正に役務を履行しなければならない。

なお、役務の実施に際して、仕様書に関する疑義及び本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本市と協議の上決定するものとする。

5. 着手について

受託者は、本役務を実施するにあたり、着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表
- (3) 現場代理人（常駐を要しない）

6. 完了について

受託者は、本役務の完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

仕 様 書

1. 総則

受託者は、本仕様書、各種基準等に基づいて適正に役務を履行しなければならない。

なお、本役務の実施に際して、仕様書に関する疑義及び仕様書もしくは説明書に定めのない事項が発生した場合は、業務主任と協議の上決定するものとする。

2. 業務の作業条件について

(1) 履行期間

契約締結日から令和4年12月16日までとする。

(2) 開設期間(残土受入)

令和4年5月11日から令和4年11月30日まで

(3) 受入休止日

土曜日、日曜日、祝日、盆(8/13～15)とするが、関連工事受託者との協議により休止日の変更を行う場合がある。詳細については、業務主任と協議すること。

(4) 受入時間

昼間 9:00～17:00 を原則とするが、関連工事受託者との協議により変更を行う場合がある。なお、夜間の受入は行わないものとする。

※休憩時間その他詳細については、業務主任と協議し決定すること。

(5) 人員配置

誘導員 1名以上(稼働日139日のうち7割の98日とするが、増減があった場合は精算とする。)

(6) 受入土量

20,000m³ (受入土量に増減があった場合は変更する。)

3. 建設業法等に関する事項について

(1) 業務の執行にあたり、安全管理を図る目的で発注者と受注者相互において、「業務安全管理現場委員会」(以下「現場委員会」という)を設置するものとする。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

4. 安全対策(現場委員会)について

現場委員会について、履行計画書に必ず業務安全管理現場委員会組織図を添付すること。

(現場委員会における必須事項)

現場委員会は、次の事項を検討し、改善を図る。

(1) 業務着手時、履行計画書に基づき、業務の安全管理について協議を行う。

(2) 業務着手時は特に下記の事項に留意して業務の安全対策を行う。

①業務現場内の整理、整頓に関する確認

②作業従事者及び使用機器類の保安の確認

③業務現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保

④業務現場内外搬出する車両等による災害防止対策

⑤土砂等の崩壊事故の防止対策

⑥緊急事態発生時の体制と対策

(3) 業務期間中において、上記事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。

(4) 安全パトロールにおいても、「指導」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。

(5) その他必要事項においては、それぞれの現場で検討する。

5. 安全訓練等に関する事項について

(1) 本業務の履行に際し、現場に即した安全・訓練等については、業務着手後原則として作業員全員の参加により月半日以上の時間を割当て、下記の事項から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による教育
- ②その他安全訓練等として必要な事項
- ③本業務安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本業務内容等の周知徹底
- ⑤予想される事故対策

(2) 安全訓練等に関する履行計画書の作成

履行に先立ち作成する履行計画書に、本業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、業務主任に提出するものとする。

6. 業務看板について

本業務では、札幌市土木工事標準設計図集のうち、保安施設標準様式図に示す業務名標示板について、記載内容例のほか、業務に対する市民の理解向上のため、業務目的等(サブキャッチ、PR 分)を掲示するものとする。なお、掲示する文面は、業務内容により異なることから、詳細については、別途、業務主任と協議すること。また、デザインについても、業務主任と協議すること。

7. 的確な履行(行程)を確保するために必要な履行条件について

本業務においては、札幌市発注工事の建設発生土の受入を行うことから、受託(請負)者相互の十分な調整を行うこととする。また、その結果について、適宜業務主任に報告すること。

8. 履行における特記事項

(1) 受入方法

詳細な受入方法や時期等については、受入開始日までに業務主任と綿密に協議すること。

(2) 除雪

降雪の影響により、除雪回数に変更が生じる場合は、別途協議する。

(3) 個人情報の取扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

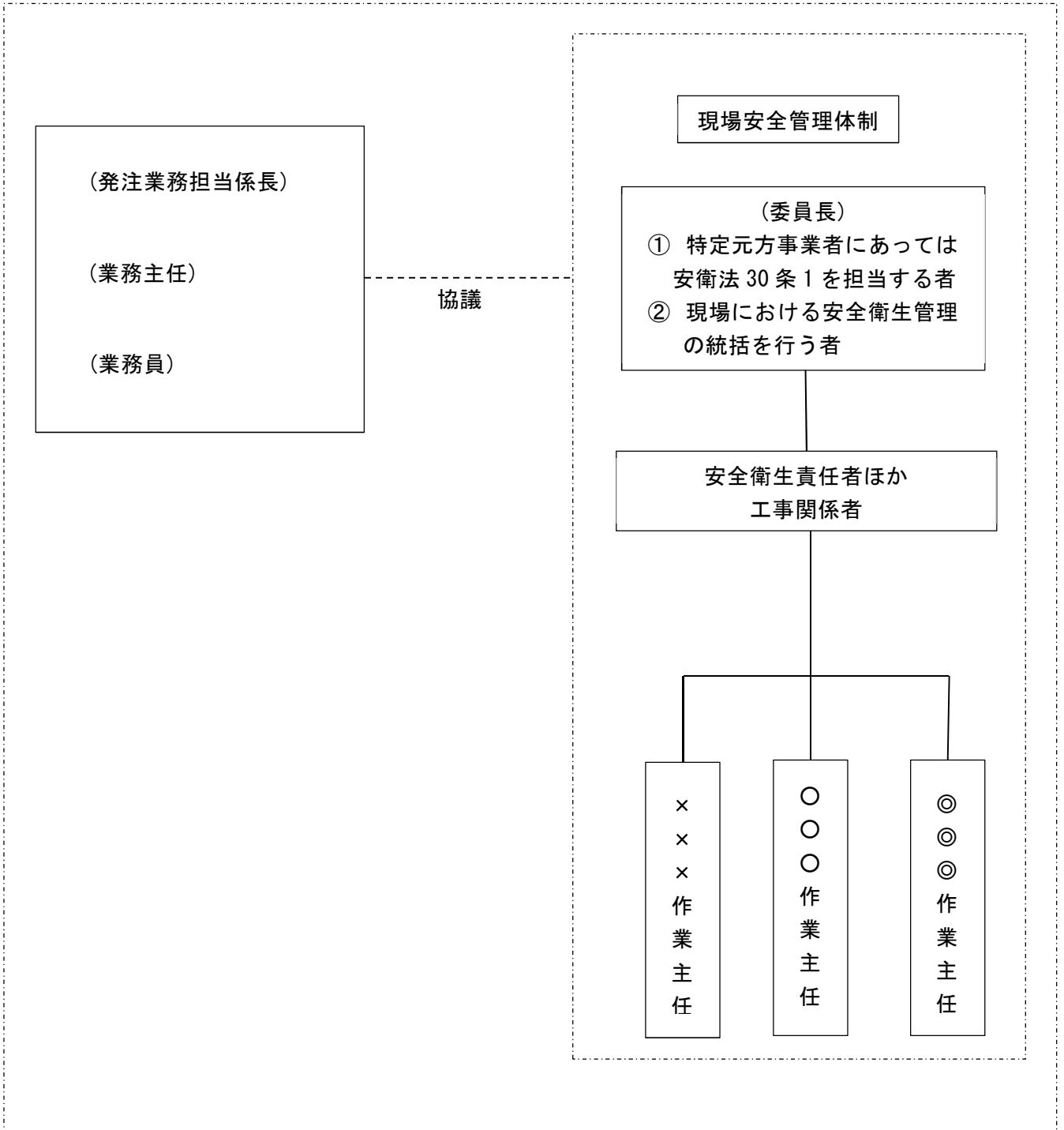
9. 積算について

本業務の委託料の算出にあたり、現場管理費率の冬期補正を行っている。その算出については、工期を令和4年4月11日から令和4年12月16日までの250日間とし、冬期工事期間を令和4年11月1日から令和4年12月16日までの46日として、冬期率の算出を行っている。

【設置例】

札幌市

〇〇業務安全管理現場委員会



※ ・安全管理現場委員会の委員長は、以下の者とする。

①請負者が特定元方事業者である場合は、現場において安衛法 30 条 1 を担当する者

②請負者が特定元方事業者とならない場合は、現場において安全衛生管理の統括を行なう者（例：現場代理人）

・現場安全管理体制は、現場規模、工種等を勘案し、適切なものとする。

別記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 請負者は、この契約による工事を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 請負者は、この契約による工事を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 請負者は、その使用する者がこの契約による工事を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 請負者は、この契約による工事を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 請負者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 請負者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 請負者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、工事完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 請負者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、請負者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 工事の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。